

住宅所有者向けフリーローン（㈱ジャックス保証）

（令和7年4月1日現在）

商品名	住宅所有者向けフリーローン（㈱ジャックス保証）
ご利用いただける方	○お借入時の年齢が20歳以上であり、最終償還時の満年齢が72歳以下の方。 ○安定継続した収入の見込める方。 ○住宅を所有されている方。（同居される配偶者、父母、子の所有を含む。） ○当J Aが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とします。（他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。） ただし、負債整理資金、営農資金、事業性資金、投機的資金等は除きます。
借入金額	○10万円以上500万円以内（1万円単位）、かつ所要額以内とします。
借入期間	○6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位）とします。
借入利率	【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）のパーソナルローンプライムレートにより、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 ○お借入利率には、年1.8%の保証料率を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。 ただし、特定月増額返済の割合はご融資額の50%の範囲内となります。
担保	○不要です。
保証人	○㈱ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、㈱ジャックスが必要と認めた場合には、保証人が必要となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A各支店または本店金融共済部融資課（電話：0258-35-1308）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A本店金融共済部融資課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当 J A および㈱ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A えちご中越